

山形県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に
 係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正
 する規則（案）新旧対照表

| 現 行 | 改 正 案 |
|---|--|
| 目次 | 目次 |
| 第1章～第12章 一略一 | 第1章～第12章 一略一 |
| <u>第13章 特定介護予防福祉用具販売（第186条～ 第193条）</u> | <u>第13章 特定介護予防福祉用具販売（第186条～ 第193条）</u> |
| 第14章 雑則（第194条） | <u>第14章 雑則（第194条）</u> |
| 附則 | 附則 |
| （運営規程） | （運営規程） |
| 第41条 条例第27条の規則で定める重要事項は、 次のおりとする。 | 第41条 条例第27条の規則で定める重要事項は、 次のおりとする。 |
| （1）～（7） 一略一 | （1）～（7） 一略一 |
| <u>（8） 一略一</u> | <u>（8） 虐待の防止のための措置に関する事項</u> |
| （勤務体制の確保等） | （勤務体制の確保等） |
| 第41条の2 一略一 | 第41条の2 一略一 |
| 2 一略一 | 2 一略一 |
| 3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予 防訪問入浴介護従業者に対し、その資質の向上 のための研修の機会を確保しなければならない 。 | 3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予 防訪問入浴介護従業者に対し、その資質の向上 のための研修の機会を確保しなければならない。 <u>この場合において、当該指定介護予防訪問 入浴介護事業者は、全ての介護予防訪問入浴介 護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介 護支援専門員、介護保険法施行令（平成10年政 令第412号。以下「令」という。）第3条第1項 各号に規定する者等の資格を有する者その他こ れに類する者を除く。）に対し、認知症介護に 係る基礎的な研修を受講させるために必要な措 置を講じなければならない。</u> |
| | <u>4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、適切な指定 介護予防訪問入浴の提供を確保する観点から、職場 において行われる性的な言動又は優越的な関係を 背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範 囲を超えたものにより介護予防訪問入浴介護従 業者の就業環境が害されることを防止するための方 針の明確化等の必要な措置を講じなければなら ない。</u> |
| | <u>（業務継続計画の策定等）</u> |
| | 第41条の2の2 指定介護予防訪問入浴介護事業者 は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者 に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供を継続 的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業 務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」と |

いう。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。
(衛生管理等)

第41条の2の3 条例第27条の2第3項の規則で定める措置は、次のとおりとする。

(1) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防訪問入浴介護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

2 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して開催することができる。

(揭示)

第41条の3 －略－

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、第37条の2第1項各号に掲げる重要事項を記載した書面を当該指定介護予防訪問入浴介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による揭示に代えることができる。

(地域との連携等)

第41条の7 －略－

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防訪問入浴介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防訪問入浴介護の提供を行うよう努めなければならない。

(虐待の防止)

(揭示)

第41条の3 －略－

(地域との連携)

第41条の7 －略－

第41条の8の2 条例第27条の6の規則で定める措置は、次のとおりとする。

(1) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、介護予防訪問入浴介護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。

(運営規程)

第53条 条例第40条の規則で定める重要事項は、次のとおりとする。

(1)～(6) ー略ー

(7) ー略ー

(運営規程)

第53条 条例第40条の規則で定める重要事項は、次のとおりとする。

(1)～(6) ー略ー

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

(8) ー略ー

(勤務体制の確保等)

第53条の2 指定介護予防訪問看護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防訪問看護を提供できるよう、指定介護予防訪問看護事業所ごとに、看護師等の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護事業所ごとに、当該指定介護予防訪問看護事業所の看護師等によって指定介護予防訪問看護を提供しなければならない。

3 指定介護予防訪問看護事業者は、看護師等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

4 指定介護予防訪問看護事業者は、適切な指定介護予防訪問看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第57条 第37条の2、第37条の4から第37条の6

(準用)

第57条 第37条の2、第37条の4から第37条の6

まで、第37条の8から第37条の12まで、第38条の2、第38条の3、第40条、第41条の2から第41条の9までの規定は、指定介護予防訪問看護の事業について準用する。この場合において、第37条の2第1項第1号中「第27条」とあるのは「第40条」と、同項第2号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「看護師等」と、第37条の6中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第37条の11及び第41条の2中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「看護師等」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第59条 条例第48条の規則で定める重要事項は、次のとおりとする。

(1)～(5) 一略一

(6) 一略一

第61条 一略一

2 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標と当該目標を踏まえて提供するリハビリテーションの内容との整合性のとれた介護予防訪問リハビリテーション計画を作成した場合は、第88条第1項第2号から第5号までに規定する基準を満たすことをもって、前項第2号から第5号までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

3 第1項第1号から第11号まで及び前項の規定は、第1項第12号の介護予防訪問リハビリテーション計画の変更について準用する。

(準用)

第62条 第37条の2から第37条の6まで、第37条

まで、第37条の8から第37条の12まで、第38条の2、第38条の3、第40条及び第41条の2の2から第41条の9までの規定は、指定介護予防訪問看護の事業について準用する。この場合において、第37条の2第1項第1号中「第27条」とあるのは「第40条」と、同項第2号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「看護師等」と、第37条の6中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第37条の11、第41条の2の2第2項、第41条の2の3第1項第1号及び第3号並びに第41条の8の2第1項第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「看護師等」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第59条 条例第48条の規則で定める重要事項は、次のとおりとする。

(1)～(5) 一略一

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

(7) 一略一

第61条 一略一

2 リハビリテーション会議は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。ただし、利用者又はその家族（以下この項において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。

3 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標と当該目標を踏まえて提供するリハビリテーションの内容との整合性のとれた介護予防訪問リハビリテーション計画を作成した場合は、第88条第1項第2号から第5号までに規定する基準を満たすことをもって、第1項第2号から第5号までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

4 前3項（第1項第12号を除く。）の規定は、同号の介護予防訪問リハビリテーション計画の変更について準用する。

(準用)

第62条 第37条の2から第37条の6まで、第37条

の8から第37条の12まで、第38条の2、第38条の3、第40条、第41条の2、第41条の3、第41条の5から第41条の9まで及び第49条の規定は、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、第37条の2第1項第1号中「第27条」とあるのは「第48条」と、同項第2号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と、第37条の6中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第37条の11及び第41条の2中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第65条 条例第56条の規則で定める重要事項は、次のとおりとする。

(1)～(5) ー略ー

(6) ー略ー

(指定介護予防居宅療養管理指導の具体的取扱方針)

第67条 ー略ー

2 条例第60条の規定による薬剤師、歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次のとおりとする。

(1)～(3) ー略ー

の8から第37条の12まで、第38条の2、第38条の3、第40条、第41条の2の2から第41条の3まで、第41条の5から第41条の9まで、第49条及び第53条の2の規定は、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、第37条の2第1項第1号中「第27条」とあるのは「第48条」と、同項第2号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と、第37条の6中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第37条の11、第41条の2の2第2項、第41条の2の3第1項第1号及び第3号並びに第41条の8の2第1項第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と、第53条の2中「看護師等」とあるのは「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第65条 条例第56条の規則で定める重要事項は、次のとおりとする。

(1)～(5) ー略ー

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

(7) ー略ー

(指定介護予防居宅療養管理指導の具体的取扱方針)

第67条 ー略ー

2 条例第60条の規定による薬剤師の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次のとおりとする。

(1)～(3) ー略ー

(4) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な介護予防サービスが提供されるために必要があると認める場合又は介護予防支援事業者若しくは介護予防サービス事業者から求めがあった場合は、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対し、介護予防サービス計画の作成、介護予防サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行うこと。

(5) 前号に規定する介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行うこと。

(6) 前号の場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難な場合については、介護

(4) それぞれの利用者について、提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告すること。

(準用)

第68条 第37条の2から第37条の6まで、第37条の9、第37条の11、第37条の12、第38条の2、第38条の3、第40条、第41条の2、第41条の3、第41条の5から第41条の9まで及び第49条の規定は、指定介護予防居宅療養管理指導の事業について準用する。この場合において、第37条の2第1項第1号中「第27条」とあるのは「第56条」と、同項第2号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防居宅療養管理指導従業者」と、第37条の6中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴、服薬歴」と、第37条の11中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防居宅療養管理指導従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第41条の2中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防居宅療養管理指導従業者」と読み替えるものとする。

予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行うこと。

(7) それぞれの利用者について、提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告すること。

3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次のとおりとする。

(1) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、適切に行うこと。

(2) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うこと。

(3) 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供すること。

(4) それぞれの利用者について、提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告すること。

(準用)

第68条 第37条の2から第37条の6まで、第37条の9、第37条の11、第37条の12、第38条の2、第38条の3、第40条、第41条の2の2から第41条の3まで、第41条の5から第41条の9まで、第49条及び第53条の2の規定は、指定介護予防居宅療養管理指導の事業について準用する。この場合において、第37条の2第1項第1号中「第27条」とあるのは「第56条」と、同項第2号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防居宅療養管理指導従業者」と、第37条の6中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴、服薬歴」と、第37条の11中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防居宅療養管理指導従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第41条の2の2第2項、第41条の2の3第1項第1号及び第3号並びに第41条の8の2第1項第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とある

(運営規程)

第86条 条例第79条の規則で定める重要事項は、次のとおりとする。

(1)～(8) 一略一

(9) 一略一

(勤務体制の確保等)

第86条の2 一略一

2 一略一

3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、介護予防通所リハビリテーション従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

のは「介護予防居宅療養管理指導従業者」と、第53条の2中「看護師等」とあるのは「介護予防居宅療養管理指導従業者」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第86条 条例第79条の規則で定める重要事項は、次のとおりとする。

(1)～(8) 一略一

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

(10) 一略一

(勤務体制の確保等)

第86条の2 一略一

2 一略一

3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、介護予防通所リハビリテーション従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、全ての介護予防通所リハビリテーション従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、令第3条第1項各号に規定する者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、適切な指定介護予防通所リハビリテーションの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防通所リハビリテーション従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(衛生管理等)

第86条の4 条例第80条第2項の規則で定める措置は、次のとおりとする。

(1) 当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防通所リハビリテーション従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防

止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所において、介護予防通所リハビリテーション従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

2 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。

(準用)

第91条 第37条の2から第37条の6まで、第37条の8から第37条の10まで、第37条の12、第38条の2、第38条の3、第41条の2の2、第41条の3、第41条の5から第41条の9まで及び第49条の規定は、指定介護予防通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、第37条の2第1項第1号中「第27条」とあるのは「第79条」と、同項第2号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防通所リハビリテーション従業者」と、第37条の6中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第41条の2の2第2項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防通所リハビリテーション従業者」と、第41条の3中「第37条の2第1項各号」とあるのは「第86条各号」と、第41条の8の2第1項第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防通所リハビリテーション従業者」と読み替えるものとする。

(従業者)

第92条 一略一

2及び3 一略一

4 併設事業所（介護医療院に併設される指定介護予防短期入所生活介護事業所であって、当該介護医療院と一体的に運営が行われるもの（第93条の2において「介護医療院併設事業所」という。）を含む。第7項及び第8項において同じ。）については、特別養護老人ホーム等又は介護医療院として必要とされる数の従業者に加えて、第1項各号に掲げる介護予防短期入所生活介護従業者を確保するものとする。

5 第1項第2号の生活相談員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

(準用)

第91条 第37条の2から第37条の6まで、第37条の8から第37条の10まで、第37条の12、第38条の2、第38条の3、第41条の3、第41条の5から第41条の9まで及び第49条の規定は、指定介護予防通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、第37条の2第1項第1号中「第27条」とあるのは「第79条」と、同項第2号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防通所リハビリテーション従業者」と、第37条の6中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第41条の3中「第37条の2第1項各号」とあるのは「第86条各号」と読み替えるものとする。

(従業者)

第92条 一略一

2及び3 一略一

4 併設事業所（介護医療院に併設される指定介護予防短期入所生活介護事業所であって、当該介護医療院と一体的に運営が行われるもの（第93条の2において「介護医療院併設事業所」という。）を含む。次項において同じ。）については、特別養護老人ホーム等又は介護医療院として必要とされる数の従業者に加えて、第1項各号に掲げる介護予防短期入所生活介護従業者を確保するものとする。

5 第1項第2号の生活相談員並びに同項第3号の介護職員及び同号の看護職員のそれぞれのうち1人は、常勤でなければならない。ただし、利用定員が20人未満である併設事業所の場合にあっては、この限りでない。

6 一略一
(設備)

第93条 条例第89条第1項ただし書の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

(1) 一略一

(2) 居室等を2階又は地階に設けている場合

イ 指定介護予防短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防長（消防本部を設置しない市町村にあっては、市町村長。以下同じ。）又は消防署長と相談の上、条例第94条において準用する条例第79条の2に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

ロ 条例第94条において準用する条例第79条の2に規定する訓練については、同条に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

ハ 一略一

2～4 一略一
(運営規程)

第98条 条例第92条の規則で定める重要事項は、次のとおりとする。

(1)～(8) 一略一

(9) 一略一

6 第1項第3号の介護職員又は同号の看護職員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

7 前2項の規定にかかわらず、利用定員が20人未満である併設事業所の場合にあっては、生活相談員、介護職員及び看護職員のいずれも常勤で配置しないことができる。

8 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、第1項第3号の看護職員を配置しなかった場合であっても、利用者の状態像に応じて必要がある場合には、病院、診療所又は指定介護予防訪問看護ステーション（併設事業所にあっては、当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等を含む。）との密接な連携により看護職員を確保するものとする。

9 一略一
(設備)

第93条 条例第89条第1項ただし書の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

(1) 一略一

(2) 居室等を2階又は地階に設けている場合

イ 指定介護予防短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防長（消防本部を設置しない市町村にあっては、市町村長。以下同じ。）又は消防署長と相談の上、条例第94条において準用する条例第79条の2第1項に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

ロ 条例第94条において準用する条例第79条の2第1項に規定する訓練については、同項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

ハ 一略一

2～4 一略一
(運営規程)

第98条 条例第92条の規則で定める重要事項は、次のとおりとする。

(1)～(8) 一略一

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

(10) 一略一

(衛生管理等)

第99条の2 条例第92条の2第2項の規則で定める措置は、次のとおりとする。

(1) 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防短期入所生活介護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において、介護予防短期入所生活介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

2 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。

(準用)

第109条 第37条の2(第1項を除く。)、第37条の3から第37条の6まで、第37条の8、第37条の9、第37条の12、第38条の2、第38条の3、第40条、第41条の2の2、第41条の3から第41条の9まで(第41条の7第2項を除く。)及び第86条の2の規定は、指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第41条の2の2第2項並びに第41条の8の2第1項第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第41条の3中「第37条の2第1項各号」とあるのは「第94条各号」と、第86条の2第2項から第4項までの規定中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「条例第86条第1項に規定する介護予防短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

(設備)

第110条 条例第99条第1項ただし書の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

(1) 一略一

(2) 居室等を2階又は地階に設けている場合にあつては、次に掲げる要件を満たすこと。

イ ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、条例第102条において準用する条例第94条において準用する条例第79条の2第1項に規定する計画に利用者の

(準用)

第109条 第37条の2(第1項を除く。)、第37条の3から第37条の6まで、第37条の8、第37条の9、第37条の12、第38条の2、第38条の3、第40条、第41条の3から第41条の9まで及び第86条の2の規定は、指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第41条の3中「第37条の2第1項各号」とあるのは「第94条各号」と、第86条の2第2項及び第3項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「条例第86条第1項に規定する介護予防短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

(設備)

第110条 条例第99条第1項ただし書の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

(1) 一略一

(2) 居室等を2階又は地階に設けている場合にあつては、次に掲げる要件を満たすこと。

イ ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、条例第102条において準用する条例第94条において準用する条例第79条の2に規定する計画に利用者の円滑か

つ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

ロ 条例第102条において準用する条例第94条において準用する条例第79条の2に規定する訓練については、同条に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

ハ 一略一

2 一略一

3 条例第99条第3項各号に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) ユニット 次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれに定めるとおりとすること。

イ 居室 次に掲げる基準

(イ) 一略一

(ロ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用定員（当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所において同時にユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者がユニット型指定短期入所生活介護事業者の指定を受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業及びユニット型指定短期入所生活介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護又はユニット型指定短期入所生活介護の利用者。以下この節において同じ。）の数の上限をいう。以下この節において同じ。）は、おおむね10人以下としなければならない。

(ハ) 利用者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。この場合において、ユニットに属さない居室を改修したものについては、利用者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じても差し支えないこと。

(ニ) 一略一

円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

ロ 条例第102条において準用する条例第94条において準用する条例第79条の2第1項に規定する訓練については、同項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

ハ 一略一

2 一略一

3 条例第99条第3項各号に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) ユニット 次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれに定めるとおりとすること。

イ 居室 次に掲げる基準

(イ) 一略一

(ロ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用定員（当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所において同時にユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者がユニット型指定短期入所生活介護事業者の指定を受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業及びユニット型指定短期入所生活介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護又はユニット型指定短期入所生活介護の利用者。以下この節において同じ。）の数の上限をいう。以下この節において同じ。）は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。

(ハ) 利用者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。

(ニ) 一略

ロ～ニ 一略一

(2) 一略一

4 一略一

(運営規程)

第112条 条例第101条の規則で定める重要事項は、次のとおりとする。

(1)～(9) 一略一

(10) 一略一

(勤務体制の確保等)

第113条 一略一

2及び3 一略一

4 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、介護予防短期入所生活介護従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(準用)

第119条の3 第37条の3から第37条の6まで、第37条の8、第37条の9、第37条の12、第38条の2、第38条の3、第40条、第41条の3から第41条の9まで、第86条の2及び第94条から第108条までの規定は、共生型介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第41条の3中「第37条の2第1項各号」とあるのは「第94条各号」と、第86条の2第3項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「共生型介護予防短期入

ロ～ニ 一略一

(2) 一略一

4 一略一

(運営規程)

第112条 条例第101条の規則で定める重要事項は、次のとおりとする。

(1)～(9) 一略一

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) 一略一

(勤務体制の確保等)

第113条 一略一

2及び3 一略一

4 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、介護予防短期入所生活介護従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、全ての介護予防短期入所生活介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、令第3条第1項各号に規定する者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

5 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、適切なユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防短期入所生活介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第119条の3 第37条の3から第37条の6まで、第37条の8、第37条の9、第37条の12、第38条の2、第38条の3、第40条、第41条の2の2、第41条の3から第41条の9まで（第41条の7第2項を除く。）、第86条の2及び第94条から第108条までの規定は、共生型介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第41条の2の2第2項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」とい

所生活介護従業者」という。))と、第94条第2号及び第97条中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と、第101条第2号中「第109条において準用する第37条の12第2項」とあるのは「第37条の12第2項」と、同項第4号中「第109条において準用する第38条の3」とあるのは「第38条の3」と、同項第5号中「第109条において準用する第41条の6第1項」とあるのは「第41条の6第1項」と、同項第6号中「第109条において準用する第41条の8第1項」とあるのは「第41条の8第1項」と読み替えるものとする。

(準用)

第123条 第37条の2 (第1項を除く。)、第37条の3 から第37条の6まで、第37条の9、第37条の12、第38条の2、第38条の3、第40条、第41条の3 から第41条の9まで、第86条の2、第94条、第95条、第96条 (第1項を除く。) 及び第97条から第108条までの規定は、基準該当介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第37条の12中「内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、第38条の2中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護」と、第41条の3中「第37条の2第1項各号」とあるのは「第123条において準用する第94条各号」と、第86条の2第2項及び第3項中「介護予防通所

う。)」と、第41条の3中「第37条の2第1項各号」とあるのは「第94条各号」と、第41条の8の2第1項第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と、第86条の2第2項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者 (以下「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」という。))」と、同条第3項及び第4項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と、第94条第2号、第97条並びに第99条の2第1項第1号及び第3号中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と、第101条第2号中「第109条において準用する第37条の12第2項」とあるのは「第37条の12第2項」と、同条第4号中「第109条において準用する第38条の3」とあるのは「第38条の3」と、同条第5号中「第109条において準用する第41条の6第1項」とあるのは「第41条の6第1項」と、同条第6号中「第109条において準用する第41条の8第1項」とあるのは「第41条の8第1項」と、第103条第7項中「条例第86条第1項に規定する介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

(準用)

第123条 第37条の2 (第1項を除く。)、第37条の3 から第37条の6まで、第37条の9、第37条の12、第38条の2、第38条の3、第40条、第41条の2の2、第41条の3 から第41条の9まで(第41条の7第2項を除く。)、第86条の2、第94条、第95条、第96条 (第1項を除く。) 及び第97条から第108条までの規定は、基準該当介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第37条の12中「内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、第38条の2中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護」と、第41条の2の2第2項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活

リハビリテーション従業者」とあるのは「条例第105条第1項に規定する介護予防短期入所生活介護従業者」と、第96条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所生活介護」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、第99条第2項中「静養室」とあるのは「静養室等」と、第101条第2号及び第4号から第6号までの規定中「第109条」とあるのは「第123条」と、第106条中「医師及び看護職員」とあるのは「看護職員」と読み替えるものとする。

(対象者)

第126条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設若しくは介護医療院の療養室、病院の療養病床に係る病室、診療所の指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室又は病院の老人性認知症疾患療養病棟（健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有することとされた介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。）において指定介護予防短期入所療養介護を提供するものとする。

(運営規程)

第128条 条例第114条に規定する規則で定める重要事項は、次のとおりとする。

(1)～(6) 一略一

(7) 一略一

(準用)

第137条 第37条の2（第1項を除く。）、第37条の3から第37条の6まで、第37条の8、第37条の9、第37条の12、第38条の2、第38条の3、

介護従業者と、第41条の3中「第37条の2第1項各号」とあるのは「第123条において準用する第94条各号」と、第41条の8の2第1項第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者と、第86条の2第2項から第4項までの規定中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「条例第105条第1項に規定する介護予防短期入所生活介護従業者」と、第96条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所生活介護」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、第99条第2項中「静養室」とあるのは「静養室等」と、第101条第2号及び第4号から第6号までの規定中「第109条」とあるのは「第123条」と、第106条中「医師及び看護職員」とあるのは「看護職員」と読み替えるものとする。

(対象者)

第126条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設若しくは介護医療院の療養室、病院の療養病床に係る病室、診療所の指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室又は病院の老人性認知症疾患療養病棟（健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有することとされた令第4条第2項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。）において指定介護予防短期入所療養介護を提供するものとする。

(運営規程)

第128条 条例第114条に規定する規則で定める重要事項は、次のとおりとする。

(1)～(6) 一略一

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

(8) 一略一

(準用)

第137条 第37条の2（第1項を除く。）、第37条の3から第37条の6まで、第37条の8、第37条の9、第37条の12、第38条の2、第38条の3、

第40条、第41条の3、第41条の5から第41条の9まで、第86条の2、第94条、第95条第2項及び第100条の規定は、指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第41条の3中「第37条の2第1項各号」とあるのは「第137条において準用する第94条各号」と、第86条の2第2項及び第3項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第94条第1号中「第92条」とあるのは「第114条」と、同項第2号中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第139条 条例第122条の規則で定める重要事項は、次のとおりとする。

(1)～(6) ー略ー

(7) ー略ー

(勤務体制の確保等)

第140条 ー略ー

2及び3 ー略ー

4 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、介護予防短期入所療養介護従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

第40条、第41条の2の2、第41条の3、第41条の5から第41条の9まで（第41条の7第2項を除く。）、第86条の2、第86条の4、第94条、第95条第2項及び第100条の規定は、指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第41条の2の2第2項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第41条の3中「第37条の2第1項各号」とあるのは「第137条において準用する第94条各号」と、第41条の8の2第1項第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第86条の2第2項から第4項まで並びに第86条の4第1項第1号及び第3号中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第94条第1号中「第92条」とあるのは「第114条」と、同条第2号中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第139条 条例第122条の規則で定める重要事項は、次のとおりとする。

(1)～(6) ー略ー

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

(8) ー略ー

(勤務体制の確保等)

第140条 ー略ー

2及び3 ー略ー

4 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、介護予防短期入所療養介護従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、全ての介護予防短期入所療養介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、令第3条第1項各号に規定する者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

5 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、適切なユニット型指定介護予防短期入所療養介護の提供を確保する観点から、職場に

(身体拘束等の適正化のための措置)
第153条の2 一略一

(運営規程)
第154条 条例第132条の規則で定める重要事項は、次のとおりとする。
(1)～(8) 一略一

(9) 一略一
(勤務体制の確保等)

第155条 一略一
2及び3 一略一

4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、介護予防特定施設従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(準用)
第164条 第37条の2(第1項を除く。)、第37条の4、第37条の5、第38条の2から第40条まで、第41条の3から第41条の9まで及び第105条の規定は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第39条中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあ

おいて行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防短期入所療養介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(身体拘束等の適正化のための措置)
第153条の2 一略一

2 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。

(運営規程)
第154条 条例第132条の規則で定める重要事項は、次のとおりとする。
(1)～(8) 一略一

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項
(10) 一略一
(勤務体制の確保等)

第155条 一略一
2及び3 一略一

4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、介護予防特定施設従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、全ての介護予防特定施設従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、令第3条第1項各号に規定する者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

5 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。
(準用)

第164条 第37条の2(第1項を除く。)、第37条の4、第37条の5、第38条の2から第40条まで、第41条の2の2、第41条の3から第41条の9まで(第41条の7第2項を除く。)、第99条の2及び第105条の規定は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場

るのは「介護予防特定施設従業者」と、第41条の3中「第37条の2第1項各号」とあるのは「第149条各号」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第168条 条例第142条の規則で定める重要事項は、次のとおりとする。

(1)～(9)－略－

(10)－略－

(準用)

第172条 第37条の2(第1項を除く。)、第37条の4、第37条の5、第38条の2から第40条まで、第41条の3から第41条の9まで、第150条から第153条まで、第155条から第157条まで、第159条、第162条及び第163条の規定は、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第39条中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定介護予防特定施設の従業者」と、第41条の3中「第37条の2第1項各号」とあるのは「第167条各号」と、第41条の4中「指定介護予防訪問入浴介護事業所」とあるのは「指定介護予防特定施設及び受託介護予防サービス事業所」と、第152条第2項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、第155条第1項中「適切な指定介護予防特定施設入居者生活介護」とあるのは「適切な基本サービス」と、同条第2項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、同条第3項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護に」とあるのは「基本サービスに」と、第159条第2号及び第7号中「他の介護予防特定施設従業者」とあるのは「他の外部サービス利用型介護予防特定施設従業者及び受託介護予防サービス事業者」と読み替えるものとする。

合において、第39条及び第41条の2の2第2項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と、第41条の3中「第37条の2第1項各号」とあるのは「第149条各号」と、第41条の8の2第1項第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と、第99条の2第1項第1号及び第3号中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第168条 条例第142条の規則で定める重要事項は、次のとおりとする。

(1)～(9)－略－

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11)－略－

(準用)

第172条 第37条の2(第1項を除く。)、第37条の4、第37条の5、第38条の2から第40条まで、第41条の2の2、第41条の3から第41条の9まで(第41条の7第2項を除く。)、第99条の2、第150条から第153条まで、第155条から第157条まで、第159条、第162条及び第163条の規定は、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第39条及び第41条の2の2第2項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定介護予防特定施設の従業者」と、第41条の3中「第37条の2第1項各号」とあるのは「第167条各号」と、第41条の4中「指定介護予防訪問入浴介護事業所」とあるのは「指定介護予防特定施設及び受託介護予防サービス事業所」と、第41条の8の2第1項第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定介護予防特定施設の従業者」と、第99条の2第1項第1号及び第3号中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」と、第152条第2項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、第155条第1項中「適切な指定介護予防特定施設入居者生活介護」とあるのは「適切な基本サービス」と、同条第2項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、同条第3項中「指定介護予防特定施設入居者生

(運営規程)
第176条 条例第150条の規則で定める重要事項は、次のとおりとする。
(1)～(5) 一略一
(6) 一略一
(福祉用具の取扱種目)
第178条 一略一

(掲示及び目録の備え付け)
第179条 一略一

2 一略一
(準用)
第183条 第37条の2から第37条の12まで、第38条の2、第38条の3、第40条、第41条の4から第41条の9まで並びに第86条の2第1項及び第2項の規定は、指定介護予防福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第37条

活介護に」とあるのは「基本サービスに」と、第159条第2号及び第7号中「他の介護予防特定施設従業者」とあるのは「他の外部サービス利用型介護予防特定施設従業者及び受託介護予防サービス事業者」と読み替えるものとする。
(運営規程)

第176条 条例第150条の規則で定める重要事項は、次のとおりとする。
(1)～(5) 一略一
(6) 虐待の防止のための措置に関する事項
(7) 一略一
(福祉用具の取扱種目)
第178条 一略一
(衛生管理等)

第178条の2 条例第151条第6項の規則で定める措置は、次のとおりとする。
(1) 当該指定介護予防福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、福祉用具専門相談員に周知徹底を図ること。
(2) 当該指定介護予防福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
(3) 当該指定介護予防福祉用具貸与事業所において、福祉用具専門相談員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。
2 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。
(掲示及び目録の備え付け)

第179条 一略一
2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、第183条において準用する第37条の2第1項各号に規定する重要事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。
3 一略一
(準用)

第183条 第37条の2から第37条の12まで、第38条の2、第38条の3、第40条、第41条の2の2、第41条の4から第41条の9まで並びに第86条の2第1項、第2項及び第4項の規定は、指定介護予防福祉用具貸与の事業について準用する。

の2第1項第1号中「第27条」とあるのは「第150条」と、同項第2号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第37条の3中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）、取り扱う福祉用具の種目」と、第37条の7第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第37条の11中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第37条の12第1項中「提供日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第38条の2中「内容」とあるのは「種目、品名」と、第86条の2第2項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、「処遇」とあるのは「サービス利用」と読み替えるものとする。

(準用)

第185条 第37条の2から第37条の7まで、第37条の9から第37条の12まで、第38条の2、第38条の3、第40条、第41条の4から第41条の9まで、第86条の2第1項及び第2項、第174条、第175条(第1項を除く。)並びに第176条から第182条までの規定は、基準該当介護予防福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第37条の2第1項第1号中「第27条」とあるのは「第157条において準用する条例第150条」と、同項第2号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第37条の3中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）、取り扱う福祉用具の種目」と、第37条の7第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第37条の11中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と、第37条の12第1項中「提供日及び内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日、種目、品名」と、第38条の2中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防

この場合において、第37条の2第1項第1号中「第27条」とあるのは「第150条」と、同項第2号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第37条の3中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）、取り扱う福祉用具の種目」と、第37条の7第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第37条の11中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第37条の12第1項中「提供日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第38条の2中「内容」とあるのは「種目、品名」と、第41条の2の2第2項並びに第41条の8の2第1項第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第86条の2第2項及び第4項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同条第2項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と読み替えるものとする。

(準用)

第185条 第37条の2から第37条の7まで、第37条の9から第37条の12まで、第38条の2、第38条の3、第40条、第41条の2の2、第41条の4から第41条の9まで、第86条の2第1項、第2項及び第4項、第174条、第175条(第1項を除く。)並びに第176条から第182条までの規定は、基準該当介護予防福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第37条の2第1項第1号中「第27条」とあるのは「第157条において準用する条例第150条」と、同項第2号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第37条の3中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）、取り扱う福祉用具の種目」と、第37条の7第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第37条の11中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と、第37条の12第1項中「提供日及び内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日、種目、品名」と、第38条の2中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」と

福祉用具貸与」と、第86条の2第2項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、第175条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防福祉用具貸与」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

(準用)

第193条 第37条の2から第37条の7まで、第37条の9から第37条の11まで、第38条の3、第40条、第41条の4から第41条の9まで、第86条の2第1項及び第2項並びに第176条から第179条までの規定は、指定特定介護予防福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第37条の2第1項第1号中「第27条」とあるのは「第163条において準用する条例第150条」と、同項第2号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第37条の3中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）」、取り扱う特定介護予防福祉用具の種目」と、第37条の7第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第37条の11中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第86条の2第2項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、「処遇」とあるのは「サービス利用」と、第176条第4号中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と、第177条及び第178条中「福祉用具」とあるのは「特定介護予防福祉用具」と読み替えるものとする。

あるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与」と、第41条の2の2第2項並びに第41条の8の2第1項第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第86条の2第2項及び第4項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同条第2項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、第175条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防福祉用具貸与」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

(準用)

第193条 第37条の2から第37条の7まで、第37条の9から第37条の11まで、第38条の3、第40条、第41条の2の2、第41条の2の3、第41条の4から第41条の9まで、第86条の2第1項、第2項及び第4項並びに第176条から第179条までの規定は、指定特定介護予防福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第37条の2第1項第1号中「第27条」とあるのは「第163条において準用する条例第150条」と、同項第2号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第37条の3中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）」、取り扱う特定介護予防福祉用具の種目」と、第37条の7第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第37条の11中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第41条の2の2第2項、第41条の2の3第1項第1号及び第3号並びに第41条の8の2第1項第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第86条の2第2項及び第4項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同条第2項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と、第176条第4号中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と、第177条及び第178条中「福祉用具」とあるのは「特定介護予防福祉用具」と読み替えるものとする。

第14章 雑則

(電磁的記録等)

第194条 指定介護予防サービス事業者及び指定介護

予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、条例及びこの規則の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第37条の4第1項（第46条、第57条、第62条、第68条、第91条、第109条（第119条において準用する場合を含む。）、第119条の3、第123条、第137条（第146条において準用する場合を含む。）、第164条、第172条、第183条、第185条及び前条において準用する場合を含む。）及び第152条第1項（第172条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定介護予防サービス事業者及び指定介護予防サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、条例又はこの規則の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附 則

1～12 一略一

13 第147条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を令和6年3月31日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は当該診療所の施設を介護医療院、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。次項において同じ。）を行って指定介護予防特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を除く。）の事業を行う医療機関併設型指定介護予防特定施設

附 則

1～12 一略一

13 第147条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は当該診療所の施設を介護医療院、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。次項において同じ。）を行って指定介護予防特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を除く。）の事業を行う医療機関併設型指定介護予防特定施設

の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。

(1)及び(2) ー略ー

14 第165条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定介護予防特定施設の生活相談員及び計画作成担当者の員数の基準は、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の実情に応じた適当数とする。

の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。

(1)及び(2) ー略ー

14 第165条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を令和6年3月31日までの間に転換を行って外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定介護予防特定施設の生活相談員及び計画作成担当者の員数の基準は、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の実情に応じた適当数とする。

15 条例附則第5項の規定により読み替えられた条例第27条（条例第35条において準用する場合を含む。）、第40条、第48条、第56条、第79条、第92条（条例第103条の3及び第109条において準用する場合を含む。）、第101条、第114条、第122条、第132条、第142条及び第150条（条例第157条及び第163条において準用する場合を含む。）の規則で定める事項は、虐待の防止のための措置に関する事項とする。